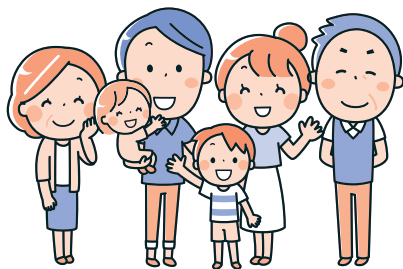


令和3年度 市・道民税の申告について



- 令和3年度市・道民税は、令和2年中の所得に基づき、税額を計算します。
- 申告受付の会場・日程は次のとおりです。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、コミュニティプラザ会場は中止します。
- この日程・会場以外では、申告書の作成補助は対応できません。
(税制改正に対応するためのシステム更新、会場準備等によるものですので、ご了承願います。)

申告受付会場と日程

市役所栗沢支所

栗沢町東本町21

2月8日^月・9日^火・10日^水

8日・9日 午前9時30分～午後5時
10日 午前9時30分～正午

市役所北村支所

北村赤川593

2月12日^金・15日^月

12日 午前9時30分～午後5時
15日 午前9時30分～正午

朝日コミュニティ 交流センター

朝日町176

2月15日^月

午前10時～午後3時

美流渡サービス センター

栗沢町美流渡栄町93

2月16日^火

午前10時～午後4時

幌向総合コミュニティセンター ほっとかん

幌向南1-1

2月17日^水・18日^木・19日^金

午前10時～午後4時

市役所本庁税務課 (窓口^⑬番)

鳩が丘1

2月22日^月～3月15日^月

※土・日曜日・祝日を除く

午前9時～午後5時

申告が必要な方

- 令和3年1月1日現在、市内に住所があり、令和2年中に給与、年金、家賃などの収入があった方
(年金収入のみの場合、65歳未満は102万円超、65歳以上は152万円超の方)
- 非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみの方や所得のない方で、次のいずれかに該当する方
 - ▶ 市の国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者
 - ▶ 市の介護保険の被保険者(65歳以上の方)
 - ▶ 国民年金保険料の免除申請をしている方
 - ▶ 所得証明や課税証明などを必要とする方

ただし、次の方は
申告の必要が
ありません。

- 税務署で確定申告をする方(確定申告の内容に基づき、市・道民税が計算されます)
- 前年中の所得がなく、市内に居住している家族の控除対象配偶者、扶養親族になっている方
- 前年中の所得が給与のみで、勤め先から岩見沢市へ給与支払報告書が提出されている方
(ただし、源泉徴収票に含まれていない医療費控除、扶養控除などを追加する場合は、申告が必要です)
- 前年中の収入が年金のみで、年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更・追加がない方

申告に必要なもの

- 印鑑(代理の方が申告する場合は代理人の印鑑が必要な場合もあります)
- マイナンバーに関する書類(扶養親族がいる場合は全員分)
 - マイナンバーカード
 - マイナンバーカードをお持ちでない方……通知カードと身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カードなどのうち1点)
- 令和2年中の収入や必要経費が分かる書類
 - 給与収入や年金収入がある方……源泉徴収票(原本)
 - 営業収入や不動産収入などがある方……収支内訳書(所得税の様式)
- 各種控除の証明書(令和2年中で該当するもの)
 - 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書
 - 国民年金保険料の控除証明書
 - 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
 - 配偶者の所得が分かる書類
 - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 - 医療費控除の明細書
 - セルフメディケーション税制の明細書と健康診査などの領収書原本(または結果通知表の写し)
 - 寄附先の団体などから交付された寄附金の領収書
- 申告者本人名義の還付口座情報のわかるもの(所得税の還付申告を行う場合)
 - 利用者識別番号

医療費控除の申告には明細書の添付が必要です <医療費通知の活用を!!>

今回より領収書の添付・提示による申告はできません。以下の手順により記載した明細書を持参してください。

記載要領
①か②の
どちらかを
選択

- 領収書を分類・集計し、内訳を記入
 - 医療を受けた人や病院・薬局ごとに、1年間の医療費の金額を記入
 - 生命保険や高額療養費で補てんされる金額があれば記入
 - ↳ 領収書の提示は不要。ただし、自宅で5年間の保管が必要
- 医療保険者が発行する医療費通知(申告用に対応されたものに限ります)の原本を添付
 - 医療費通知に記載された医療費の合計額のみ記入
 - 生命保険や高額療養費で補てんされる金額があれば記入
 - ↳ 内訳の記入を省略できて、領収書の保管も不要
 - ただし、申告までに通知が間に合わない分は、①の要領で内訳を記入

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお願い

ご自宅での体温測定と、申告会場でのマスクの着用について、ご協力をお願いします。
筆記用具(ボールペン)の消毒は適宜行いますが、持参したものを使用していただいても構いません。

郵送での提出・各種様式について

市・道民税の申告書は、郵送による提出が可能です。様式は市ホームページからダウンロード
もしくは市役所税務課・各支所・サービスセンターに備え付けのものをご利用ください。

様式のダウンロードは
こちらから



<https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/content/detail/1500480/>

問合先・提出先

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市役所 税務課市民税グループ

☎0126-23-4111(内線222・223・224)